



「日の出の海に大集合」切絵：柳原良平

定時株主総会 招集ご通知

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

SINCE 1884
130th
Anniversary

開催 情報

日時 平成26年6月24日（火曜日）午前10時
場所 品川インターシティホール
東京都港区港南二丁目15番4号

郵送及びインター ネットによる 議決権行使期限

平成26年6月23日（月曜日）午後5時まで
※詳細は5ページをご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し
ストックオプションとして新株予約権を発行する件

株主の皆様へ



代表取締役
社長執行役員

武藤光一

株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年度（2013年度）の事業報告をご覧頂くにあたり、ご挨拶を申し上げます。

当期における世界経済は、先進国で景気回復が進んだ一方、新興国では中国の成長率低下や投資の弱まりにより景気が減速しました。わが国では好調な個人消費と公共投資により景気の回復が進みました。海運市場については、前期から回復が見られたものの、全体としては厳しい環境が継続しました。このような中、当社は単年度経営計画として策定した「RISE 2013」における戦略を推し進めた結果、前期の赤字から黒字に転換することができました。配当につきましては、年間配当として1株当たり5円（うち2円は中間配当としてお支払い済み）を予定させていただきます。

次期平成26年度（2014年度）は、新たに策定した中期経営計画「STEER FOR 2020」の初年度となります。当社は、シェール革命に代表される新たな物流機会を捉えて長期的な安定利益を積み上げていく方向に大きく舵を切り、経営資源の選別的・集中的な投入を行います。また、コンテナ船の船型大型化によるコスト・運航効率の改善等を通じて競争力を強化していきます。以上から、平成26年度（2014年度）の連結業績につきましては売上高1兆8,000億円、営業利益540億円、経常利益700億円、当期純利益600億円を

企業理念

1

顧客のニーズと時代の要請を先取りする
総合輸送グループとして
世界経済の発展に貢献します

2

社会規範と企業倫理に則った、
透明性の高い経営を行い、
知的創造と効率性を徹底的に追求し
企業価値を高めることを目指します

3

安全運航を徹底し、
海洋・地球環境の保全に努めます

予想しております。この利益計画に基づき、次期の年間配当は1株当たり6円（うち中間配当3円）を予定しております。

今年3月、公正取引委員会は、特定自動車運送業務の取引に関連して、当社及び当社連結子会社の日産専用船株式会社に独占禁止法に違反する行為があった旨公表致しました。株主の皆様にご多大なご心配をお掛けすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。このような事態を厳粛かつ真摯に受け止め、当社の信頼回復に向け再発防止とコンプライアンスのより一層の徹底・再強化に取り組んでまいります。

4月に当社は創業130周年を迎えました。創業から今日に至るまで当社は、変転する事業環境に対応して自らを変革しつつ、拡大する世界の海上荷動きとお客様のニーズに応えて、お引き受けした貨物の安全輸送を遂行するとともに、原油、自動車、鉄鉱石などの各種専用船、フルコンテナ船、LNG船などの新船型を開発し、近年では環境負荷を低減する次世代船構想「船舶維新」プロジェクトにも取り組んでまいりました。今年度より、現下の海運業を取り巻く環境を見据えて策定した中期経営計画「STEER FOR 2020」をスタートさせ、2020年に向けて確かな成長を遂げ、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様には引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

	株主の皆様へ	1	
	定時株主総会招集ご通知	3	招集ご通知
	株主総会参考書類	7	株主総会参考書類
	事業報告	19	事業報告
提供 書 面	連結貸借対照表	43	連結 計 算 書 類
	連結損益計算書	44	
	連結株主資本等変動計算書	45	
	(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書	46	
	貸借対照表	47	計 算 書 類
損益計算書	48		
株主資本等変動計算書	49		
	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	50	監 査 報 告
	計算書類に係る会計監査人の監査報告	51	
	監査役会の監査報告	52	

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

株式会社商船三井

代表取締役 武藤 光一
社長執行役員

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成26年6月23日（月曜日）午後5時まで

に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

敬具

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（右記）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

記

1. 日 時	平成26年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所	東京都港区港南二丁目15番4号 品川インターシティホール（末尾記載の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 株主総会の 目的事項	<p>▶報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）に係る事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）に係る計算書類の内容報告の件 <p>▶決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 第6号議案 執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件</p>
4. 議決権の行使 について のご案内	<ol style="list-style-type: none">書面による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月23日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。インターネットによる議決権行使の場合 インターネットにより議決権を行使される場合には、後続（6頁）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成26年6月23日（月曜日）午後5時までに行使してください。書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（下記）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主の方1名に代理人として株主総会にご出席いただき、議決権を行使することが可能です。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当社ウェブサイト

<http://www.mol.co.jp/ir-j/index.html>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

➔ 株主総会開催日時：平成26年6月24日（火曜日）午前10時



郵送(書面)にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、
切手を貼らずにご投函ください。

➔ 行使期限：平成26年6月23日（月曜日）午後5時到着分まで



インターネットにて議決権を行使いただく場合

お手元のパソコンから議決権行使専用ウェブサイト <http://www.web54.net>^{ウェブ行使}
にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、
パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類または議決権行使専用ウェブサイ
トに掲載されている株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従い、各議案の賛
否をご入力ください。

➔ 行使期限：平成26年6月23日（月曜日）午後5時入力分まで

インターネットによる議決権行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

◆インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の[QRコード]を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成26年6月23日(月曜日)午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

- ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
- イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (a). ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
 - (b). PDFファイルブラウザとして Ver.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader® または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除(または一時解除)するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

① i モード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトのご投票としてお取扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、積極的な事業投資による企業価値向上及び配当を通じた株主の皆様への直接的な利益還元を経営上の基本方針と認識しております。

内部留保による資金を活用し、企業体質の強化を図りつつ1株当たりの企業価値向上に努め、当面の間は連結配当性向20%を目安として業績に連動した配当を行い、中長期的経営課題として配当性向の向上にも取り組むという従来からの基本方針に変更ございませんが、平成24年度に実行した事業改革に伴う費用負担により毀損した自己資本を早期に盤石なレベルまで引き上げつつ、LNG船・海洋事業等の長期安定利益をもたらす成長分野への積極投資も進めていくことが、今般策定いたしました中期経営計画「STEER FOR 2020」遂行上の重要課題となっております。

かかる状況を踏まえ、期末配当につきましては、期初に公表いたしましたとおり1株当たり3円とさせていただきますと存じます。

これにより、平成25年11月22日に1株当たり2円の間配当金をお支払いいたしておりますので、1株当たりの年間配当金は5円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額3,587,902,716円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月25日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 40,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 40,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

新中期経営計画「STEER FOR 2020」における、事業領域の変革を意図したあらたなる事業拡大に備えるため、事業目的の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第2条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) 海運業	(1) (現行どおり)
(新設)	<u>(2) 海洋資源開発および洋上設備設置・運営に 関する事業</u>
(2)～(20) (条文省略)	(3)～(21) (現行どおり)

第3号議案 取締役9名選任の件

現任の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1	む とう こう いち 武 藤 光 一	再任 (昭和28年9月26日生)	所有する 当社の株式の数 86,000株
-------------------	-------------------------------	----------------------------	----------------------------

● 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和51年 4月	当社入社	平成19年 6月	当社取締役 常務執行役員
平成14年 6月	当社不定期船部長	平成20年 6月	当社取締役 専務執行役員
平成15年 1月	当社経営企画部長	平成22年 6月	当社代表取締役 社長執行役員 (現在に至る)
平成16年 6月	当社執行役員経営企画部長委嘱		
平成18年 6月	当社常務執行役員		

候補者番号 2	さ とう かず ひろ 佐 藤 和 弘	再任 (昭和28年2月25日生)	所有する 当社の株式の数 17,000株
-------------------	-------------------------------	----------------------------	----------------------------

● 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和50年 4月	当社入社	平成22年 6月	当社専務執行役員
平成13年 6月	当社LNG船一部長	平成25年 6月	当社代表取締役 副社長執行役員 (現在に至る)
平成16年 6月	当社LNG船部長		
平成17年 6月	当社執行役員LNG船部長委嘱		
平成18年 6月	当社執行役員	<担当>	
平成20年 6月	当社常務執行役員	全般社長補佐	

候補者番号 3	わた なべ つね お 渡辺 律夫	再任 (昭和30年11月29日生)	所有する 当社の株式の数 10,000株
-------------------	----------------------------	----------------------	----------------------------

● 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和53年	4月	当社入社	平成23年	6月	当社取締役 専務執行役員 (現在に至る)
平成16年	6月	当社油送船部長			
平成18年	6月	当社執行役員			
平成20年	6月	当社常務執行役員			
平成22年	6月	当社取締役 常務執行役員			

<担当>
油送船部、タンカー安全管理室担当

候補者番号 4	いけ だ じゅん いち ろう 池田 潤一郎	再任 (昭和31年7月16日生)	所有する 当社の株式の数 31,000株
-------------------	---------------------------------	---------------------	----------------------------

● 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和54年	4月	当社入社	平成25年	6月	当社取締役 専務執行役員 (現在に至る)
平成16年	6月	当社人事部長			
平成19年	6月	当社定航部長			
平成20年	6月	当社執行役員			
平成22年	6月	当社常務執行役員			

<担当>
定航部、人事部管掌、営業調査室担当

候補者番号 5	た なべ まさ ひろ 田邊 昌宏	再任 (昭和32年3月11日生)	所有する 当社の株式の数 14,000株
-------------------	----------------------------	---------------------	----------------------------

● 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和54年	4月	当社入社	平成25年	6月	当社取締役 常務執行役員 (現在に至る)
平成15年	6月	当社ロジスティクス事業部長			
平成20年	6月	当社執行役員 兼 MOL(Europe) B.V. Managing Director			
平成23年	6月	当社常務執行役員			

<担当>
財務部、経理部、IR室担当

候補者番号

6

たか はし しず お
高橋 静夫

新任

(昭和34年1月18日生)

所有する
当社の株式の数

40,000株

● 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和56年 4月 当社入社
平成18年 6月 当社経営企画部長
平成20年 6月 当社執行役員経営企画部長委嘱
平成22年 6月 当社執行役員
平成23年 6月 当社常務執行役員
(現在に至る)

<担当>

内部監査室、秘書室、経営企画部、
広報室、商船三井システムズ株式会社担当

候補者番号

7

こ むら たけし
小村 武

再任

(昭和14年9月2日生)

所有する
当社の株式の数

41,000株

● 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和38年 4月 大蔵省入省
昭和63年 6月 同省東京税関長
平成 4年 6月 経済企画庁長官官房長
平成 5年 6月 大蔵大臣官房長
平成 7年 5月 大蔵省主計局長
平成 9年 7月 大蔵事務次官
平成10年 2月 財務総合政策研究所顧問
平成13年 1月 日本政策投資銀行総裁
平成19年 9月 同行退任

平成20年 6月 当社取締役（現在に至る）

平成26年 1月 公益財団法人資本市場振興財団
理事長（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

公益財団法人資本市場振興財団 理事長
前澤工業株式会社 社外取締役

候補者番号

8

まつ しま まさ ゆき
松島 正之

再任

(昭和20年6月15日生)

所有する
当社の株式の数

なし

● 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和43年 4月 日本銀行入行
平成 2年 4月 同行熊本支店長
平成 4年 11月 同行ロンドン駐在参事
平成 8年 2月 同行調査統計局長
平成10年 6月 同行理事（国際関係担当）
平成14年 6月 ポストン コンサルティンググループ上席顧問
平成17年 2月 クレディ・スイス証券株式会社
シニア・エグゼクティブ・アドバイザー
平成20年 6月 同社会長

平成23年 5月 ポストン コンサルティング
グループ シニア・アドバイザー
平成23年 6月 当社取締役（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

三井不動産株式会社 社外取締役

候補者番号 9	にし だ あつ とし 西田 厚聰	新任 (昭和18年12月29日生)	所有する 当社の株式の数 なし
-------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------

● 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和50年	5月	株式会社東芝入社
平成9年	6月	同社取締役
平成10年	6月	同社常務
平成12年	6月	同社上席常務
平成15年	6月	同社取締役、執行役専務
平成17年	6月	同社取締役、代表執行役社長
平成21年	6月	同社取締役会長（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

公益社団法人日本租税研究協会	会長
公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会	会長
公益財団法人国際研修協力機構	会長

(注1) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 上記の候補者のうち、小村武氏、松島正之氏及び西田厚聰氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。小村武氏及び松島正之氏につきましては、上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、西田厚聰氏につきましても、上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

(注3) 小村武氏につきましては、わが国の経済運営や政策金融に携わってこられた長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。小村武氏は、日本政策投資銀行総裁としての経験を通じて企業経営に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

松島正之氏につきましては、金融界における長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

西田厚聰氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注4) 小村武氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

松島正之氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

(注5) 小村武氏及び松島正之氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

また、西田厚聰氏が取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。

(注6) 小村武氏及び松島正之氏が社外取締役として在任中の平成26年3月18日に公正取引委員会が特定自動車運送業務に関して複数の事業会社に下した排除措置命令及び課徴金納付命令において、当社は独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。両氏は本件事実が発覚するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守を徹底するよう適宜発言しておりました。本件事実の認識後、両氏は違反行為の排除及び内部統制システムの整備に関して適時適切に助言、指示し、再発防止策の提言を行っております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 飯島澄雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

やま した ひで き 山下 英樹	新任 (昭和29年4月29日生)	所有する 当社の株式の数	なし
----------------------------	----------------------------	-----------------	----

● 略歴（地位及び重要な兼職の状況）

昭和57年 4月 弁護士登録
第二東京弁護士会入会
昭和60年 4月 山下英樹法律事務所開設
(平成5年 山下・遠山法律特許事務所に改称し現在に至る)

<重要な兼職の状況>
株式会社アイセルネットワークス 社外監査役

- (注1) 山下英樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 山下英樹氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。当社は同氏を上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
- (注3) 山下英樹氏は、当社と利害関係のない中立的な立場にあり、弁護士としての専門的見地に基づき、経営判断の妥当性、業務執行の監督を株主の立場からチェックする幅広い経験と知識を有するため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (注4) 山下英樹氏は、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、当社の社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (注5) 山下英樹氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第2項に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふじ	よし	まさ	おみ	所有する 当社の株式の数	なし
藤好優臣				(昭和19年3月13日生)	

● 略歴（地位及び重要な兼職の状況）

昭和49年 2月 監査法人中央会計事務所入所
昭和54年 6月 藤好公認会計士事務所所長
(現在に至る)

<重要な兼職の状況>
株式会社ケアサービス 社外監査役

(注1) 藤好優臣氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 藤好優臣氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

(注3) 藤好優臣氏につきましては、公認会計士としての長年の経験と会計に関する幅広い知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

(注4) 藤好優臣氏は、公認会計士としての長年の経験と幅広い会計知識を有しており、また他社において社外監査役としての実績を有されることから、監査役に就任された場合にこれらの経験・知識を当社の監査体制に活かし、客観的かつ公正な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(注5) 藤好優臣氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。

第6号議案

執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し
ストックオプションとして新株予約権を発行する件

平成26年度において、当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

当社の連結業績と株主利益向上に対する意欲や士気の高揚を目的とし、当社の取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

2. 新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の数の上限

下述(3)に定める内容の新株予約権1,500個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,500,000株を上限とし、下述(3)①により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。

但し、本総会における決議の日（以下「決議日」という）後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

また、決議日後、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

但し、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成27年6月20日から平成36年6月24日までの期間内で、取締役会において決定する。

- ④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥新株予約権の取得条項
- 新株予約権の取得条項は定めない。
- ⑦当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (イ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (ウ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
- (イ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後行使価額に(ウ)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (オ) 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (カ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
- (キ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (ク) 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
- ⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨新株予約権の行使条件
- (ア) 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。
- (イ) 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
(注) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- (ウ) その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

以 上

事業報告 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、先進国で景気回復が進んだ一方、新興国では中国の成長率低下や投資の弱まりにより景気が減速しました。米国では財政問題を巡る政治の混乱や寒波の影響により一時的に景気が減速する局面もありましたが、昨年度から続く金融・住宅市場や雇用の回復が個人消費の増加をもたらし、緩やかな景気回復が進みました。欧州では債務危機の後遺症による景気低迷が続いていましたが、年後半に持ち直しが見られました。但し、一部の国では引き続き雇用環境・金融環境が厳しい状況にあるため、力強さを欠いた回復となりました。中国では過剰投資や不動産価格の上昇が問題となる中、政府はインフラ投資を基軸とするこれまでの高成長から安定成長への転換を目指し、成長率はやや低下しました。わが国では、大幅な金融緩和によって円安・株高が進行しました。輸出が伸び悩む中、円安による輸入額の増加により、平成25年は過去最大の貿易赤字となりましたが、好調な個人消費と公共投資により景気の回復が進みました。

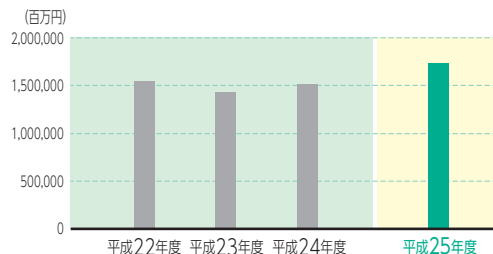
海運市況については、前期比で回復が見られたものの、全体としては厳しい環境が継続しました。ドライバルク船市況は、船腹供給面で新造船竣工数が前期比で大幅に減少し、貨物需要面で西豪州の鉄鉱石出荷量が過去最高を更新するなど、全体的に荷動きが活発でした。タンカー市況では原油船（VLCC）市況が夏場の低需要期に落ち込み、11月にはアジア諸国の原油在庫積み増しの動きを受けて一時高騰したものの、中国の旧正月以降低迷しました。コンテナ船市況は、大型コンテナ船の大量竣工により需給環境が悪化し、運賃水準は下落しました。

当期の対ドル平均為替レートは、前期比¥17.48/US\$円安の¥99.79/US\$となりました。当期の船舶燃料油価格平均は、前期比US\$52/MT下落してUS\$610/MTとなりました。

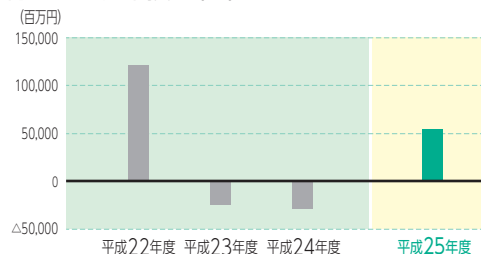
以上の結果、売上高1兆7,294億円、営業利益410億円、経常利益549億円、当期純利益573億円となりました。

(2)財産及び損益の状況

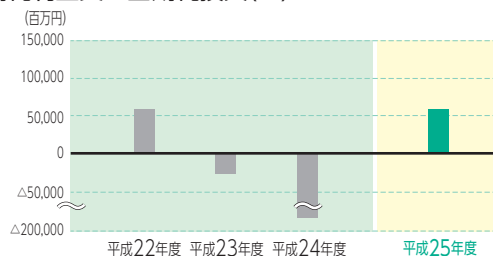
■ 売上高



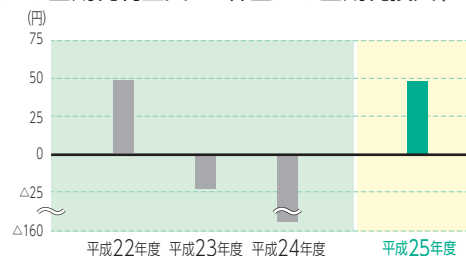
■ 経常利益又は経常損失(△)



■ 当期純利益又は当期純損失(△)



■ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)



区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (当連結会計年度)
売上高	1,543,660百万円	1,435,220百万円	1,509,194百万円	1,729,452百万円
経常利益又は経常損失(△)	121,621	△24,320	△28,568	54,985
当期純利益又は当期純損失(△)	58,277	△26,009	△178,846	57,393
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	48円75銭	△21円76銭	△149円57銭	47円99銭
総資産	1,868,740百万円	1,946,161百万円	2,164,611百万円	2,364,695百万円
純資産	740,247	717,909	619,492	783,549

(注) 売上高、経常利益又は経常損失、当期純利益又は当期純損失、総資産、純資産の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(3)各事業別の概況

不定期専用船事業

売上高 836,408百万円

構成比 48.36%



●ドライバルク船部門

ドライバルク船部門については、中国の経済成長率が鈍化傾向にあるものの、資源価格の軟化を背景に鉄鉱石や石炭などの主要ドライバルク貨物は堅調な荷動きを見せ、ケープサイズ船の傭船料は7月頃から上昇し、9月には一時4万ドル台/日を記録しました。中小型ドライバルク船は、夏場にかけて穀物輸送需要の減退により市況が一時下落したものの、ケープサイズ船の市況上昇による市場心理への影響や、秋口の穀物出荷などの荷動きに下支えされ、前期を上回る水準で推移しました。



ドライバルク船の当期部門損益は、鉄鋼原料船、木材チップ船、電力炭船等の長期契約による安定的な収益に加え、前期に実施した事業改革による損益改善効果と市況回復により、黒字化を達成しました。

●油送船・LNG船部門

油送船部門について、原油船（VLCC）市況は、夏場の不需要期に低迷したものの、11月以降本格的な需要期を迎え、中国を始めとしたアジア諸国が原油在庫の積み増しを手配すると荷動きが活発化し一時的に高騰しました。しかし、中国の旧正月明けから再び低迷することとなりました。製品船については、期初は高水準で推移したものの、6月以降総じて上値の重い展開が続きました。このような市況環境のもと、減速航行による燃料費削減やプール運航による運航効率の改善などに引き続き努め、前期比大幅に損益は改善しましたが、部門全体としては、損失を計上しました。



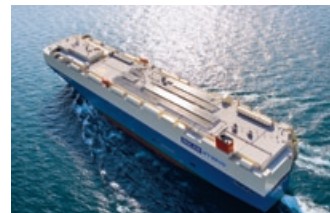
LNG船部門については、日本及び韓国の電力向け需要が堅調に推移したものの、欧州では景気後退の影響などによりLNG輸入量が減少し、世界的なLNGの海上荷動き量は前年と同程度に留まりました。短期・中期貸船市況は、上期は高水準で推移したものの、下期には新造船の竣工が相次ぎ、市況は徐々に下落しました。



部門損益は、長期輸送契約による安定収益を確保し、前期と同水準の利益を計上しました。

●自動車船部門

自動車船部門については、円安環境下でも変わらない各自動車メーカーの地産地消方針、出荷拠点の分散化が影響して、日本出し完成車輸送台数は減少傾向にありました。この変化に対応すべく、アジア域内を始めとした三国間輸送、欧州出し中国向け等の復航貨物を積極的に取り込んでいく体制を整え、新たな商機確保に努めました。その結果、損益は前期比で大きく改善しました。



コンテナ船事業

売上高 **713,503**百万円

構成比 **41.26%**



主要トレードの荷動きは北米航路・欧州航路とも安定的に推移しました。アジア域内は中国経済の影響、タイ政情不安等の不安要因はあったものの、欧米先進国の景気回復もあり、順調に推移しました。南北航路は成長鈍化、通貨下落の悪影響が懸念されたものの堅調に推移しました。運賃水準は、大型コンテナ船の竣工に伴いキャパシティが増加したため需給環境が悪化し、これに対し減便や減速航行等を行い船腹需給の改善に努めましたが全航路において下落しました。特に大型コンテナ船の投入が相次いだ欧州航路と、それに伴い従来の欧州航路船投入の影響を受けた南北航路では大幅に運賃が下落しました。このような事業環境のもと、北米航路で新たに協調配船を行う等アライアンスの拡大によるサービス網の競争力強化や燃料費削減に取り組みましたが、当期において損失を計上しました。



フェリー・内航事業

売上高 55,603百万円

構成比 3.22%



フェリー事業については、貨物、旅客ともに輸送量が増加し、前期比で増収増益となりました。内航事業については、エネルギー輸送が一時の活況から落ち着いたことにより減収となりましたが、配船効率の向上により増益となり、フェリー・内航事業セグメント全体では、前期比で増収増益となりました。



関連事業

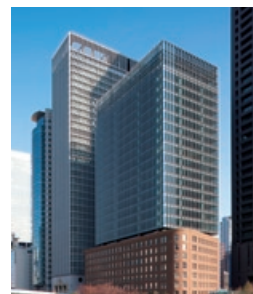
売上高 116,599百万円

構成比 6.74%



不動産事業については、賃貸オフィスマーケットが緩やかに回復しつつある中、当社グループの不動産事業の中核であるダイビル(株)は高い稼働率を保ち、堅調な業績を維持しました。一方で、客船事業については、集客数を伸ばし、前期比で損益を改善させたものの、損失を計上しました。

その他曳船、商社等の業績は総じて堅調に推移し、これらを含めた関連事業セグメント全体では、前期比で増収増益となりました。



その他

売上高 7,338百万円

構成比 0.42%



主にコストセンターであるその他の事業には、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業などがありますが、前期比では増益となりました。

(4)資金調達等の状況

①資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、自己資金や金融機関からの借入金及び社債で手当てしました。

②設備投資の状況

当期中に実施した企業集団の設備投資の総額は、約1,861億円であり、その主なものは船舶であります。

セグメントの名称	設備投資額
不定期専用船事業	140,188 百万円
コンテナ船事業	28,510
フェリー・内航事業	1,424
関連事業	10,484
その他	145
調整額	5,395
計	186,148

(注1) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(注2) 調整額には、特定のセグメントに帰属しない全社資産を含みます。

なお、不定期専用船、コンテナ船及びフェリー・内航船等33隻の売却等を行いました。

船舶の売却等

セグメントの名称	隻数	重量トン	帳簿価額
不定期専用船事業	24	3,202 千重量トン	35,708 百万円
コンテナ船事業	6	432	29,033
フェリー・内航事業	2	8	448
その他	1	2	99
計	33	3,646	65,290

(注1) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(注2) コンテナ船事業6隻のうち、1隻は除却によるものです。

(5)会社の経営戦略と対処すべき課題

当社は本年3月31日、新たな中期経営計画「STEER FOR 2020」を発表しました。

“STEER”とは、目指す針路に向かって船の舵を取ることを意味します。2020年3月期に目指す姿に向けて大きく舵を切っていくとの思いを込めて名付けたこの計画のもと、当社が今後どのような方向に進んでいくのかにつき、説明します。

■ 事業環境認識とメインテーマ「変革を通じた確かな成長」

現在、先進国を中心とする景気回復に伴い世界の海上荷動きは拡大し、船腹需給は改善しつつありますが、船の種類によって改善には時差があり、また、引き続き存在する過剰造船設備に鑑みれば、市場環境の構造的な好転にはなお年月を要すると考えられます。

一方で「シェール革命」に代表される新たな物流、またその影響も含めたLNGの長距離輸送需要の急速な拡大は、我々に全力で取り組むべき商機をもたらしています。

このような事業環境認識に基づき、当社は新中期経営計画「STEER FOR 2020」を策定し、右肩上がりの海運市況の上昇を前提とする経営とは一線を画し、新たな物流機会を捉えて長期的な安定利益を積み上げていく方向に大きく舵を切っていきます。新中期経営計画のメインテーマである「変革を通じた確かな成長」には、こうした意味が込められています。

STEER FOR 2020

[メインテーマ] 変革を通じた確かな成長

[長期ビジョン] 世界の海運をリードする強くしなやかな商船三井グループを目指す

全体戦略

①事業ポートフォリオの変革

- 海運および関連事業領域で成長が見込まれ、長期安定利益を獲得できるビジネスに経営資源を早く厚く投入する。

②事業モデルの変革

- 当社の特色を活かし、顧客ニーズに応え付加価値を提供するビジネスに注力する。
- 市況耐性の高い、コスト構造の柔軟な船隊構成への転換を図り、競争力を高めつつ損益下振れリスクを抑制する。

③事業領域の変革

- 海上輸送の垂直方向への事業領域拡大によりバリューチェーンを創造する。

計画実行を支える経営基盤の強化

- ▶ コンプライアンスの再強化
- ▶ 安全運航体制の再構築
- ▶ トータルリスクコントロールの強化
- ▶ ビジネスインテリジェンスの結集

利益計画および連結財務指標

	2013年度 (実績)	2016年度 (計画)	2019年度 (目標)
売上高 [億円]	17,294	19,000	21,000
経常利益 [億円]	549	1,000	1,400
内 安定利益 [億円]	500	550	750
当期純利益 [億円]	573	800	1,100
ROA (経常利益 ÷ 総資産)	2.4%	4~5%	
ROE (当期純利益 ÷ 自己資本)	9.5%	10%以上	
自己資本比率	29%	(2019年度近傍で)	35~40%
ネット・ギアリング・レシオ	135%	(2019年度近傍で)	100%

設備投資額

(単位：億円)

設備投資額 (竣工ベース) (2014—2019年度計)	内LNG船・ 海洋事業
安定利益寄与	10,000 (7,000)
コスト競争力強化	1,300 —
合計	11,300 (7,000)

運航規模

(単位：隻)

2013年度末 (実績)	2016年度末 (計画)	2019年度末 (目標)
938	880	930

ドライバルク・タンカー事業における市況エクスポージャー

2013年度末 (実績)	2016年度末 (計画)	2019年度末 (目標)
52%	45%	35%

■ 全体戦略「3つの変革」

I. 事業ポートフォリオの変革

高い成長が見込まれ、長期安定利益を獲得できるビジネスに、大胆かつ迅速に経営資源を投入します。その中心となるのは資源・エネルギー分野であり、中でも世界最大級のプレゼンスを擁する当社のLNG船事業と、新たな事業領域として開拓している海洋事業に積極的な設備投資を行います。

II. 事業モデルの変革

日々マーケットと対峙する在来の海運業においては、市況変動の影響を抑制し、市況水準にかかわらず確実に利益をあげられる体制の構築を目指します。このため、特にドライバルク船・油送船において、営業サイドで中長期契約比率を増やし、調達サイドでは短期傭船比率を増やすことにより、市況変動に対する耐性を高めた柔軟な船隊を作り上げます。

このような収益構造のもとで確実に利益をあげていくには、トレードの最適な組み合わせによって効率的な配船を行うことと、顧客ニーズに応じて付加価値を提供し得る輸送分野に注力することが不可欠になります。シンガポールを始め、世界最適地に展開した事業拠点、そして多様な船種と輸送ノウハウを活かして、これを実現していきます。

III. 事業領域の変革

当社はこれまで世界各地へ海運業の水平展開を進めてきましたが、海上輸送の上流または下流といった垂直方向への事業領域の拡大にも目を向けていきます。既に、コンテナターミナル事業では強力なパートナーと提携し、今後の事業拡大の基盤を整備しました。原油・LNG等のエネルギーの輸送から上流に踏み込んだ海洋事業もこの方向性にあるものであり、積極的に拡大していきます。

■ 経営基盤の再強化

以上述べてきた計画を実行するにあたり、これらを支える経営基盤の再強化にも取り組んでいく必要があります。中でも、先に公正取引委員会によって発表されたとおり自動車輸送に関連する独占禁止法違反行為^(注)が存在したこと、また、当社がリーマンショック以降の市況悪化期に過大な市況エクスポージャーを持ってしまったことに鑑み、コンプライアンスの再強化とトータル・リスク・コントロールの徹底は喫緊の課題として取り組んでおります。また、海運会社のコアコンピタンスである安全運航の再構築とビジネス・インテリジェンスの高度化も、当社の持続的成長を根底で支えるものであり、継続して取り組んでいきます。

(注)

平成26年3月18日、公正取引委員会より特定自動車運送業務の取引に関連して、複数の事業会社に対し排除措置命令及び課徴金納付命令がなされた旨の発表がありました。本件は当社を含めた関係事業者に対し、独占禁止法違反の行為があったとして平成24年9月6日に同委員会の立入調査を受けていたものです。

当該発表においては、当社についても独占禁止法に違反する行為があった旨の言及がありますが、当社は上記立入調査より前に違反のある行為を取り止めていたこと、及び同委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、上述の命令のいずれも受けておりません。なお、当社連結子会社の日産専用船株式会社は課徴金減免制度の適用を申請し、課徴金の減額を認められましたが、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。

当社グループは米国、欧州その他海外の競争法当局による調査の対象にもなっており、これら調査には引き続き全面的に協力しております。また、他船社と完成自動車車両の海上輸送サービスの価格調整等を行ったとして、当社グループに損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。

(6)主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

世界的な規模において不定期船、各種専用船、油送船、LNG船及びコンテナ船による海上貨物運送を行い、運賃、貸船料、運航手数料等を収受する海運業、海洋事業、倉庫業及び不動産賃貸業など。

(7)主要な拠点等 (平成26年3月31日現在)

①当社

本店・本社 (東京都)

名古屋支店、関西支店 (大阪府)、九州支店 (福岡県)、広島事務所

北京駐在員事務所、中東総支配人室 (アラブ首長国連邦)

②子会社

■国内の主要拠点

東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県

■海外の主要拠点

米国、カナダ、メキシコ、パナマ、ブラジル、チリ、ペルー、ウルグアイ、英国、ドイツ、イタリア、オーストリア、オランダ、ベルギー、フランス、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ポーランド、レバノン、コートジボワール、ガーナ、ナイジェリア、南アフリカ、中国、韓国、台湾、フィリピン、ベトナム、カンボジア、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、インド、パキスタン、スリランカ、ミャンマー、アラブ首長国連邦、カタール、オマーン、オーストラリア、ニュージーランド

(8)企業集団の船腹量 (平成26年3月31日現在)

区 分	不定期専用船事業				コンテナ船事業		フェリー・内航事業		関連事業		そ の 他		合 計	
	ドライバルク船		油 送 船		コンテナ船		フェリー・内航船		客 船		そ の 他			
	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン
保 有 船	128	7,878	98	13,007	22	1,428	15	88	1	5	0	0	264	22,406
備 用 船	400	29,914	104	4,709	97	5,663	24	72	0	0	2	13	627	40,370
運航受託船	0	0	2	143	0	0	1	1	0	0	0	0	3	144
計	528	37,792	204	17,859	119	7,091	40	160	1	5	2	13	894	62,920

(9)従業員の状況 (平成26年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
不定期専用船事業	1,307(118) 名
コンテナ船事業	5,348(348)
フェリー・内航事業	878(89)
関連事業	2,099(1,503)
その他	364(81)
全社(共通)	293(65)
計	10,289(2,204)
前期末	9,465(2,271)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当期の平均人数を外数で記載しております。

(注2) 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
陸上 606 名	△31 名	39.3 歳	16.0 年
海上 276	△13	33.8	11.0
計 882	△44	37.6	14.4

(注1) 陸上従業員数には、社外出向者462名、嘱託他150名を含んでおりません。

(注2) 海上従業員数には、社外出向者4名、嘱託他52名を含んでおりません。

(10)重要な子会社の状況 (平成26年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ダイビル株式会社	12,227 ^{百万円}	* 50.95 %	不動産業
株式会社宇徳	2,155	* 67.22	港湾運送業
商船三井客船株式会社	100	100.00	海運業
商船三井近海株式会社	660	99.04	海運業
商船三井テクノトレード株式会社	490	100.00	燃料油、船用資材、機械販売業
商船三井ロジスティクス株式会社	756	75.06	航空運送代理店業等
株式会社フェリーさんふらわあ	100	100.00	海運業
日産専用船株式会社	640	70.01	海運業
商船三井フェリー株式会社	1,577	100.00	海運業
MOL Bulk Carriers Pte. Ltd.	3,500 ^{千米ドル}	100.00	海運業
Tokyo Marine Asia Pte. Ltd.	138,017 ^{千シンガポールドル}	100.00	海運業

(注1) 記載金額は、百万円、千米ドル、千シンガポールドル未満を切捨てて表示しております。

(注2) *印は子会社による出資を含む比率であります。

(11)当社の主要な借入先の状況 (平成26年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	39,302 ^{百万円}
株式会社三菱東京UFJ銀行	22,409
三菱UFJ信託銀行株式会社	21,384
三井住友信託銀行株式会社	16,077
株式会社みずほ銀行	13,360

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項 (平成26年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 3,154,000,000株
 (2)発行済株式の総数 1,206,286,115株 (うち自己株式数 10,318,543株)
 (3)当事業年度末の株主数 109,304名
 (4)大株主

株主名	持株数	持株比率
1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	188,670 ^{千株}	15.78%
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	58,686	4.91
3. 三井住友海上火災保険株式会社	38,165	3.19
4. 株式会社三井住友銀行	30,000	2.51
5. 資産管理サービス信託銀行株式会社	22,710	1.90
6. 野村信託銀行株式会社	18,686	1.56
7. 株式会社みずほ銀行	17,000	1.42
8. ジュニパー	14,543	1.22
9. ザバンクオブニューヨークメロンエスエーエヌブイ10	14,509	1.21
10. ステートストリートバンクウェストクライアントトリーティー	12,849	1.07

(注1) 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。

(注2) 上記各信託銀行の持株数には、信託業務に係る株式を含んでおります。

(注3) 持株比率は自己株式 (10,318,543株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

発行日	平成16年8月5日	平成17年8月5日	平成18年8月11日	平成19年8月10日	平成20年8月8日
保有人数	1名	1名	1名	2名	3名
当社取締役（社外取締役を除く）	1名	1名	1名	2名	2名
当社社外取締役	0名	0名	0名	0名	1名
当社監査役	なし	なし	なし	なし	なし
新株予約権の数	27個	100個	100個	130個	160個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 27,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株	普通株式 130,000株	普通株式 160,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 644円	1株当たり 762円	1株当たり 841円	1株当たり 1,962円	1株当たり 1,569円
新株予約権の権利行使期間	平成17年6月20日から 平成26年6月24日まで	平成18年6月20日から 平成27年6月23日まで	平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

発行日	平成21年8月14日	平成22年8月16日	平成23年8月9日	平成24年8月13日	平成25年8月16日
保有人数	3名	5名	6名	6名	9名
当社取締役（社外取締役を除く）	2名	3名	3名	3名	6名
当社社外取締役	1名	2名	3名	3名	3名
当社監査役	なし	なし	なし	なし	なし
新株予約権の数	160個	270個	300個	300個	420個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 160,000株	普通株式 270,000株	普通株式 300,000株	普通株式 300,000株	普通株式 420,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 639円	1株当たり 642円	1株当たり 468円	1株当たり 277円	1株当たり 447円
新株予約権の権利行使期間	平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで	平成24年7月31日から 平成32年6月21日まで	平成25年7月26日から 平成33年6月22日まで	平成26年7月28日から 平成34年6月21日まで	平成27年8月2日から 平成35年6月20日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

(注1) ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。

② 権利行使時において、当社役員の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができ。但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

③ その他の権利行使の条件については、取締役会の決定による。

(注2) 当社役員として付与された新株予約権を記載しております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付された新株予約権等の内容の概要

発行日	平成25年8月16日
交付された人数	89名
当社執行役員（当社役員を兼ねている者を除く）	18名
当社使用人（当社役員・執行役員を兼ねている者を除く）	38名
当社の子会社の役員及び使用人 （当社役員・執行役員・使用人を兼ねている者を除く）	33名
新株予約権の数	1,180個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,180,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 447円
新株予約権の権利行使期間	平成27年8月2日から 平成35年6月20日まで
新株予約権の行使の条件	(注)

- (注) ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。
 ② 権利行使時において、当社使用人等の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
 ③ その他の権利行使の条件については、取締役会の決定による。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長 会長執行役員	芦 田 昭 充		ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 社外取締役
代表取締役 社長執行役員	武 藤 光 一		
代表取締役 副社長執行役員	佐 藤 和 弘	全般社長補佐	
取 締 役 専務執行役員	渡 辺 律 夫	油送船部、タンカー安全管理室 担当	
取 締 役 専務執行役員	池 田 潤 一 郎	定航部、人事部管掌、営業調査 室担当	
取 締 役 常務執行役員	田 邊 昌 宏	財務部、経理部、I R室担当	
取 締 役	小 村 武		後記「(3)社外役員に関する事項」に記載
取 締 役	榊 原 定 征		後記「(3)社外役員に関する事項」に記載
取 締 役	松 島 正 之		後記「(3)社外役員に関する事項」に記載
常勤監査役	津 田 昌 明		
常勤監査役	太 田 威 彦		
監 査 役	飯 島 澄 雄		後記「(3)社外役員に関する事項」に記載
監 査 役	伊 丹 敬 之		後記「(3)社外役員に関する事項」に記載

- (注1) 取締役 小村武、榊原定征、松島正之の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は各氏を上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注2) 監査役 飯島澄雄及び伊丹敬之の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は両氏を上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注3) 監査役 飯島澄雄氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注4) 監査役 伊丹敬之氏は、経営学の専門家として経営戦略などの実践的研究を通じて企業経営に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注5) 平成25年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役 穴戸敏孝、安岡正文、青砥修吾の各氏が任期満了により退任いたしました。
- (注6) 平成25年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役 成田純一氏が任期満了により退任いたしました。
- (注7) 平成26年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります（取締役の兼務者を除く）。

執行役員（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	倉 内 隆	自動車船部担当
専務執行役員	永 田 健 一	鉄鋼原料船部、不定期船室、ドライバルク船スーパーバイジング室担当
常務執行役員	高 橋 静 夫	内部監査室、秘書室、経営企画部、広報室、商船三井システムズ株式会社担当
常務執行役員	吉 田 清 隆	技術部担当
常務執行役員	八 田 宏 和	総務部、グループ事業部、関西地区担当
常務執行役員	橋 本 剛	LNG船部、エム・オー・エル・エルエヌジー輸送株式会社、海洋事業担当
常務執行役員	西 尾 哲 郎	専用船部担当
常務執行役員	根 本 正 昭	人事部、海上安全部、タンカー安全管理室、エム・オー・エル・シップマネージメント株式会社、エム・オー・エル・エルエヌジー輸送株式会社、安全運航担当
常務執行役員	小 西 俊 哉	定航部担当

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	吉 田 毅	MOL (America) Inc. President/CEO
執 行 役 員	丸 山 卓	財務部長
執 行 役 員	小 野 晃 彦	経営企画部長
執 行 役 員	井 上 孝 昭	海上安全部、タンカー安全管理室、 エム・オー・エル・シップマネジメント株式会社、 エム・オー・エル・エルエヌジー輸送株式会社担当補佐
執 行 役 員	園 部 俊 行	Mitsui O.S.K. Bulk Shipping (Asia Oceania)Pte. Ltd. Managing Director 東南アジア統括
執 行 役 員	川 越 美 一	技術部長
執 行 役 員	堀 口 英 夫	経理部長
執 行 役 員	光 田 明 生	油送船部長
執 行 役 員	八 嶋 浩 一	人事部担当

(2)取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	12 名	369 百万円
監 査 役	5	83
計	17	452

(注1) 上記には、平成25年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名に係る報酬が含まれております。

(注2) 上記支給額のうち、社外役員5名に対する報酬等の総額は57百万円であります。

(注3) 上記支給額には、月例報酬のほか、ストックオプションとしての報酬額として、当事業年度において費用計上した以下の金額が含まれております。

取締役 9名 72百万円 (うち社外取締役 3名 10百万円)

(注4) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(3)社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況、重要な兼職の状況

[社外取締役]

氏名	主な活動状況	重要な兼職の状況
小村 武	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、社外取締役としての客観的視点から、わが国の経済運営や政策金融に関する長年の経験と知見に基づき、議案審議等に必要な発言を行っております。	公益財団法人ソルト・サイエンス研究財団 理事長 公益財団法人資本市場振興財団 理事長 前澤工業株式会社 社外取締役
榊原定征	当事業年度開催の取締役会10回のうち8回に出席し、社外取締役としての客観的視点から、経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案審議等に必要な発言を行っております。	東レ株式会社 代表取締役取締役会長 日本電信電話株式会社 社外取締役 株式会社日立製作所 社外取締役
松島正之	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、社外取締役としての客観的視点から、金融界における長年の経験と知見に基づき、議案審議等に必要な発言を行っております。	ボストン コンサルティンググループ シニア・アドバイザー 三井不動産株式会社 社外取締役

[社外監査役]

氏名	主な活動状況	重要な兼職の状況
飯島澄雄	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	東京虎ノ門法律事務所 弁護士 北川工業株式会社 社外監査役 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外監査役
伊丹敬之	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、また、監査役会10回のうち9回に出席し、主に経営学者としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	東京理科大学イノベーション研究科教授、 同研究科長 株式会社東芝 社外取締役 ジェイエフイーホールディングス 株式会社 社外監査役

(注1) 当社と各社外取締役及び各社外監査役の兼職先との間に重要な取引関係はありません。

(注2) 平成26年3月18日に公正取引委員会が特定自動車運送業務に関して複数の事業会社に下した排除措置命令及び課徴金納付命令において、当社は独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。社外取締役及び社外監査役は本件事実が発覚するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守を徹底するよう適宜発言しておりました。本件事実の認識後は、違反行為の排除及び内部統制システムの整備に関して適時適切に助言または指示をし、再発防止策の提言も行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1)名称 有限責任あずさ監査法人

(2)報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	105 <small>百万円</small>
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	220

(注1) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3)非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務デュー・デリジェンスに関する支援業務」等を委託しております。

(4)会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人の職務の執行状況、その他諸般の事情を総合的に勘案して会計監査人の解任または不再任が適切であると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、取締役会が会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを決定します。

また、当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

(最終改定 平成25年3月29日)

(1) 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は「社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行なうこと」を企業理念のひとつに掲げ、取締役、執行役員、使用人を含めた行動規範としてコンプライアンス規程第4条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。
- ② 社内取締役と社外取締役により構成される取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わるとともに、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。
- ③ 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行なう。
- ④ 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行なう。
- ⑤ 取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役及び執行役員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については文書管理規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。
- ② 取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に係る主たるリスクについて、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。

① 海運市況リスク

当社の主たる事業である海上輸送の分野においては、世界の荷動き量及び船腹供給量の動向が船腹需給に影響を及ぼし、運賃及び傭船料の市況が変動するため、船舶などの投資に係る重

要案件は、経営会議の予備審議機関として投融資委員会を設置し、同委員会においてリスクの把握、分析及び評価を経た上で、意思決定機関に付議する。

②船舶の安全運航

経営会議の下部機関として社長執行役員を委員長とする安全運航対策委員会を設置し、同委員会は安全運航対策委員会規程に基づき安全運航に関する事項の検討及び審議を行ない、運航船の安全運航の確保・徹底を図る。また、万一、不慮の事故が発生した場合は重大海難対策本部規程に基づき、損害拡大の防止と環境保全を図る。

③市場リスク

船舶燃料油価格の変動、為替レートの変動及び金利の変動などの市場リスクについては、市場リスク管理規程に基づき適切に管理することにより、リスクの低減を図る。

(4)取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

①取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。

取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。

②社長執行役員が指名し、取締役会が承認するメンバーにより構成される経営会議は、経営会議規程により原則として週1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。

③組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、執行役員は業務の執行を担当する。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、経営会議が任命する役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

②コンプライアンス規程第4条に行動基準を定め、この遵守を図る。

③法令違反その他のコンプライアンス違反に関する報告・相談のためコンプライアンス規程に基づきコンプライアンス相談窓口を含む報告・相談システムを整備し、運用を行なう。

④内部監査部門として経営会議からのみ指示を受け、他のいかなる職制からも独立した内部監査室を置く。

(6)財務報告の信頼性を確保するための体制

①適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。

②内部監査室は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

(7)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するグループ企業理念を掲げ、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
- ②グループ会社の経営管理については、各社の事業内容によって管理担当部室ないし管理担当役員を定め、担当部室長ないし担当役員は、グループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社から適時必要な報告を受け、経営状態及び事業リスクを適切に把握するとともに、重要経営事項については、当社の承認を得てこれを実行するよう求める。
- ③グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス相談窓口はグループ会社役職員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。
- ④グループ会社の監査については、各社が適切に内部監査体制を構築するとともに、当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき定期及び随時に国内外のグループ会社の内部監査を行なう。

(8)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
- ②監査役補助者の人事評価は監査役が行ない、監査役補助者の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。
- ③監査役補助者は原則として業務の執行に係る役職を兼務しない。

(9)取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ①取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役、執行役員及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。
- ②コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
- ③代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
- ④内部監査室は監査役と連絡・調整を行ない、監査役の監査の実効的な実施に協力する。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)	科 目	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)
	平成26年3月31日現在	平成25年3月31日現在		平成26年3月31日現在	平成25年3月31日現在
	金額	金額		金額	金額
資産の部			負債の部		
流動資産	533,639	514,246	流動負債	430,045	425,725
現金及び預金	98,148	150,780	支払手形及び営業未払金	143,196	142,585
受取手形及び営業未収金	146,786	145,407	短期社債	45,000	25,000
有価証券	83,000	35,938	短期借入金	105,188	137,546
たな卸資産	59,349	59,437	未払法人税等	6,909	7,047
繰延及び前払費用	73,284	56,274	前受金	37,696	26,660
繰延税金資産	1,628	1,907	繰延税金負債	1,716	1,117
その他流動資産	72,138	65,090	賞与引当金	4,530	3,814
貸倒引当金	△697	△589	役員賞与引当金	121	116
固定資産	1,831,055	1,650,364	コマーシャル・ペーパー	—	2,000
有形固定資産	1,379,244	1,303,967	その他流動負債	85,687	79,835
船舶	860,095	825,346	固定負債	1,151,100	1,119,393
建物及び構築物	136,990	138,347	社債	180,500	213,500
機械装置及び運搬具	10,273	9,052	長期借入金	740,038	648,227
器具及び備品	4,929	4,624	長期リース債務	21,564	19,134
土地	215,610	214,614	繰延税金負債	81,130	71,132
建設仮勘定	148,971	109,917	退職給付に係る負債	12,935	—
その他有形固定資産	2,373	2,063	退職給付引当金	—	13,471
無形固定資産	29,384	22,928	役員退職慰労引当金	1,852	2,027
投資その他の資産	422,426	323,468	特別修繕引当金	14,191	14,758
投資有価証券	111,060	103,755	その他固定負債	98,888	137,140
関係会社株式	123,394	90,183	負債合計	1,581,146	1,545,118
長期貸付金	37,519	23,117	純資産の部		
長期前払費用	3,550	20,407	株主資本	605,768	550,714
退職給付に係る資産	21,199	—	資本金	65,400	65,400
繰延税金資産	3,768	4,033	資本剰余金	44,516	44,482
その他長期資産	123,717	84,091	利益剰余金	502,833	447,829
貸倒引当金	△1,785	△2,120	自己株式	△6,981	△6,997
資産合計	2,364,695	2,164,611	その他の包括利益累計額	73,392	△15,292
			その他有価証券評価差額金	32,809	24,752
			繰延ヘッジ損益	39,711	△196
			為替換算調整勘定	△315	△39,848
			退職給付に係る調整累計額	1,186	—
			新株予約権	2,390	2,115
			少数株主持分	101,998	81,955
			純資産合計	783,549	619,492
			負債純資産合計	2,364,695	2,164,611

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)
	自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日
	金 額	金 額
売上高	1,729,452	1,509,194
売上原価	1,587,902	1,432,014
営業総利益	141,550	77,179
販売費及び一般管理費	100,458	92,946
営業利益又は営業損失(△)	41,092	△15,766
営業外収益		
受取利息	2,318	1,673
受取配当金	7,022	3,492
コンテナ売却益	4,220	3,595
その他営業外収益	15,946	3,542
営業外収益計	29,507	12,304
営業外費用		
支払利息	12,583	13,020
持分法による投資損失	1,234	4,935
その他営業外費用	1,796	7,149
営業外費用計	15,613	25,105
経常利益又は経常損失(△)	54,985	△28,568
特別利益		
固定資産売却益	7,094	12,253
投資有価証券売却益	1,199	205
関係会社株式売却益	21,857	62
備船解約金	572	1,844
その他特別利益	5,326	1,698
特別利益計	36,050	16,064
特別損失		
固定資産処分損	6,702	3,882
減損損失	6,447	10,978
海難関連費用	2,397	—
事業改革費用	—	101,463
その他特別損失	3,777	9,110
特別損失計	19,325	125,434
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	71,710	△137,938
法人税、住民税及び事業税	13,796	11,324
法人税等調整額	△4,525	24,799
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	62,439	△174,062
少数株主利益	5,045	4,783
当期純利益又は当期純損失(△)	57,393	△178,846

連結株主資本等変動計算書 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	65,400	44,482	447,829	△6,997	550,714
当期変動額					
剰余金の配当			△2,392		△2,392
当期純利益			57,393		57,393
連結範囲の変動			2		2
自己株式の取得				△61	△61
自己株式の処分		34		77	111
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	34	55,003	16	55,053
当期末残高	65,400	44,516	502,833	△6,981	605,768

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	24,752	△196	△39,848	—	△15,292	2,115	81,955	619,492
当期変動額								
剰余金の配当								△2,392
当期純利益								57,393
連結範囲の変動								2
自己株式の取得								△61
自己株式の処分								111
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,057	39,907	39,533	1,186	88,684	275	20,042	109,002
当期変動額合計	8,057	39,907	39,533	1,186	88,684	275	20,042	164,056
当期末残高	32,809	39,711	△315	1,186	73,392	2,390	101,998	783,549

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度
	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	94,255	78,955
投資活動によるキャッシュ・フロー	△119,870	△104,240
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,093	138,767
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,582	4,316
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△22,126	117,799
現金及び現金同等物の期首残高	200,636	82,837
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	1,616	—
現金及び現金同等物の期末残高	180,125	200,636

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)	科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	平成26年3月31日現在 金 額	平成25年3月31日現在 金 額		平成26年3月31日現在 金 額	平成25年3月31日現在 金 額
資産の部			負債の部		
流動資産	368,521	398,115	流動負債	271,712	303,957
現金及び預金	24,263	71,032	営業未払金	98,106	120,391
営業未収金	86,113	97,205	短期社債	30,000	15,000
短期貸付金	26,866	67,789	短期借入金	77,352	91,666
立替金	14,912	11,990	未払金	27,422	36,884
有価証券	83,000	35,938	未払法人税等	662	—
貯蔵品	43,011	41,954	未払費用	1,756	1,625
繰延及び前払費用	46,878	45,498	前受金	22,246	20,426
代理店債権	19,780	11,450	代理店債務	2,752	6,238
未収入金	10,991	3,659	賞与引当金	2,099	1,464
その他流動資産	13,218	12,012	関係会社整理損失引当金	—	846
貸倒引当金	△516	△417	その他流動負債	9,314	9,414
固定資産	670,662	607,521	固定負債	311,873	311,409
有形固定資産	124,072	116,120	社債	110,500	143,500
船舶	89,138	82,320	長期借入金	179,310	126,574
建物	10,204	10,883	繰延税金負債	18,906	15,835
構築物機械装置	379	391	退職給付引当金	8	34
車両運搬具	66	81	役員退職慰勞引当金	120	120
器具及び備品	659	609	債務保証損失引当金	300	—
土地	18,015	18,367	その他固定負債	2,728	25,345
建設仮勘定	3,561	1,515	負債合計	583,586	615,367
その他有形固定資産	2,046	1,950	純資産の部		
無形固定資産	17,898	13,728	株主資本	422,751	364,571
投資その他の資産	528,691	477,672	資本金	65,400	65,400
投資有価証券	86,551	81,734	資本剰余金	44,419	44,429
関係会社株式及び出資金	214,624	190,411	資本準備金	44,371	44,371
長期貸付金	136,848	158,226	その他資本剰余金	47	57
長期前払費用	18,974	17,647	利益剰余金	319,954	261,726
長期リース債権	52,038	19,597	利益準備金	8,527	8,527
長期未収入金	10,594	731	その他利益剰余金	311,427	253,198
その他投資等	11,105	14,354	特別償却準備金	1,247	1,868
貸倒引当金	△2,047	△5,029	海外投資等損失準備金	31	37
資産合計	1,039,183	1,005,637	圧縮記帳積立金	975	821
			別途積立金	249,630	420,630
			繰越利益剰余金	59,543	△170,159
			自己株式	△7,023	△6,984
			評価・換算差額等	30,455	23,583
			その他有価証券評価差額金	30,764	23,568
			繰延ヘッジ損益	△308	14
			新株予約権	2,390	2,115
			純資産合計	455,597	390,269
			負債純資産合計	1,039,183	1,005,637

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日
	金 額	金 額
売上高		
海運業収益		
運賃	962,871	872,525
貸船料	231,140	218,284
その他海運業収益	35,676	30,324
計	1,229,688	1,121,134
その他事業収益	970	1,036
売上高計	1,230,658	1,122,171
売上原価		
海運業費用		
運航費	604,065	549,292
船費	12,594	13,963
借船料	452,903	481,807
その他海運業費用	121,896	96,091
計	1,191,459	1,141,155
その他事業費用	743	758
売上原価計	1,192,202	1,141,913
営業総利益又は営業総損失 (△)	38,456	△19,742
一般管理費	28,509	28,414
営業利益又は営業損失 (△)	9,946	△48,156
営業外収益		
受取利息配当金	22,539	25,783
コンテナ売却益	4,220	3,595
その他営業外収益	1,109	1,400
営業外収益計	27,869	30,779
営業外費用		
支払利息	3,163	2,795
その他営業外費用	1,168	4,925
営業外費用計	4,332	7,721
経常利益又は経常損失 (△)	33,483	△25,098
特別利益		
固定資産売却益	929	994
投資有価証券売却益	991	26
関係会社株式売却益	28,369	47
関係会社清算益	2,276	342
貸倒引当金戻入額	314	27
備船解約金	572	1,790
その他特別利益	1,776	314
特別利益計	35,229	3,542
特別損失		
固定資産処分損	59	120
投資有価証券売却損	213	30
投資有価証券評価損	20	2,445
関係会社株式評価損	4,302	15,092
関係会社整理損	124	4
貸倒引当金繰入額	—	3,104
事業改革費用	—	93,392
海難関連費用	257	—
その他特別損失	996	5,241
特別損失計	5,973	119,431
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	62,739	△140,988
法人税、住民税及び事業税	2,084	652
法人税等調整額	35	29,833
当期純利益又は当期純損失 (△)	60,620	△171,474

株主資本等変動計算書 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本											自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金 利益準備金	利益剰余金 その他利益剰余金					利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		特別償却準備金	海外投資等 損失準備金	圧縮記憶積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	65,400	44,371	57	44,429	8,527	1,868	37	821	420,630	△170,159	261,726	△6,984	364,571
当期変動額													
剰余金の配当										△2,392	△2,392		△2,392
当期純利益										60,620	60,620		60,620
特別償却準備金繰入						7				△7	—		—
特別償却準備金の取崩						△629				629	—		—
海外投資等損失準備金の取崩							△6			6	—		—
圧縮記憶積立金繰入								184		△184	—		—
圧縮記憶積立金の取崩								△30		30	—		—
別途積立金の取崩									△171,000	171,000	—		—
自己株式の取得												△61	△61
自己株式の処分			△9	△9								22	13
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)													
当期変動額合計	—	—	△9	△9	—	△621	△6	153	△171,000	229,702	58,228	△38	58,180
当期末残高	65,400	44,371	47	44,419	8,527	1,247	31	975	249,630	59,543	319,954	△7,023	422,751

	評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	23,568	14	23,583	2,115	390,269
当期変動額					
剰余金の配当					△2,392
当期純利益					60,620
特別償却準備金繰入					—
特別償却準備金の取崩					—
海外投資等損失準備金の取崩					—
圧縮記憶積立金繰入					—
圧縮記憶積立金の取崩					—
別途積立金の取崩					—
自己株式の取得					△61
自己株式の処分					13
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	7,195	△322	6,872	275	7,148
当期変動額合計	7,195	△322	6,872	275	65,328
当期末残高	30,764	△308	30,455	2,390	455,597

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

株式会社 商船三井
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浜村和則 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 阿部與直 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 商船三井の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 商船三井及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

株式会社 商船三井
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜村和則 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 阿部與直 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 商船三井の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、平成25年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、平成25年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実として指摘すべき事項は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

- 四 なお、事業報告に記載の通り、平成26年3月、公正取引委員会より特定自動車運送業務の取引に関して、複数の事業会社に対し排除措置命令及び課徴金納付命令が出された旨の発表がありました。当社は課徴金の免除が認められ上述の命令のいずれも受けておりませんが、当社にも独禁法に違反する行為があったと認定されたこと、当社連結子会社である日産専用船株式会社と同委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたこと、また当社グループが米国、欧州その他海外の競争法当局による調査の対象となっていることなどを重く受け止め、当社グループでは独禁法をはじめとするコンプライアンス強化と再発防止に取り組んでおります。監査役会としては、これら取締役の取り組み状況について引き続き監視・検証してまいります。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月16日

株式会社商船三井 監査役会

常勤監査役 津田昌明 ㊟
 常勤監査役 太田威彦 ㊟
 社外監査役 飯島澄雄 ㊟
 社外監査役 伊丹敬之 ㊟

以上

メモ

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日

定時株主総会 毎年6月

定時株主総会 毎年3月31日

基準日 期末配当 毎年3月31日

中間配当 毎年9月30日

上場金融商品取引所 東京・名古屋の各証券取引所

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話照会先 ☎ 0120-782-031 (フリーダイヤル)

インターネット <http://www.smtb.jp/personal/>
ホームページURL [agency/index.html](http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html)

当社ホームページに掲載します (URL[アドレス]は以下の通りです)。

公告の方法 <http://www.mol.co.jp/>

但し、事故、その他やむを得ない事由によりホームページに掲載できない場合は、日本経済新聞に掲載します。

【株式に関する住所変更等のお手続きについてのご照会】

証券会社の口座をご利用の株主様は、三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。

証券会社の口座をご利用でない株主様は、下記の【特別口座について】をご確認ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、三菱UFJ信託銀行株式会社に口座(特別口座といえます)を開設しております。左記の株主名簿管理人とはご照会先および住所変更等のお届出先が異なりますのでご注意ください。

特別口座に関するご照会先

特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

郵便物送付先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話照会先 ☎ 0120-232-711 (フリーダイヤル)

IRスケジュール／平成26年度

7月31日(木) 第1四半期決算発表

10月下旬 第2四半期決算発表

■ 株主総会会場のご案内 ■

会場

東京都港区港南二丁目15番4号

品川インターシティホール

電話 (03) 5479-0750 (当日のみ)

交通

品川駅港南口から
徒歩約10分

